

当施設の入所選考についての説明

1. 当施設の入所ベッドについて

当施設は基本的に認知症程度及び生活能力に関わらず、優先度の高い方からご入所いただいております。その内訳は下記の通りとなります。

フロア	概要	
1階	26名	女性22名・男性4名
2階	41名	女性37名・男性4名・個室3室
3階	48名	女性43名・男性5名

選考時には『その他の要素』として、医療側面についても確認します。

入所が可能な医療	入所が不可能な医療
<ul style="list-style-type: none">・ 申込書チェック項目・ ペースメーカー等 24時間の管理が必要でない医療行為	<ul style="list-style-type: none">・ 24時間の点滴治療・ IVH状態・ 24時間の医療管理が必要な方

※ただし、施設の医療体制は病院とは違い医療従事者が少ない為、経管栄養等、医療依存が強い方の入所人数は全体定員の10%程度が限界と考えています。

2. 入所申込書記載内容についてのお願い

1) 総合評価について

様式2『優先入所に関する評価票』の記載内容を元に、申込者の優先度を決定しております。その為、記載内容については正しい評価が行えるように、多角的な視点での記載をお願い致します。

また、基本評価B・Cの方を総合評価Aにすることは、施設側としても相当に難しく、基本評価Aの方が納得できるだけの理由が必要となります。その意味での切迫されている状況及び多角的な理由の記載が必要と言えます。

2) 基本評価Aについて

基本評価がAでも、前項で述べた通り評価票の記載が少ないと優先度が高くなりません。その為、入所申込されても選ばれる可能性が低くなります。

また、内容中に予備的な記載（将来についての不安）等については、優先度が無いと判断し総合評価がBになることが有ります。

3) 優先順位について

優先順位は総合評価Aの方の中から、記載内容により下記の要素から決定しています。

順位評価時の基本要素

①状況内容（特記） ②介護度 ③地域性 ④待機期間

※原則は状況内容により評価しますが、同等レベルの状況と評価した場合、数字の順番により、介護度の高い方優先、京都市在住者優先、待機期間の長い方優先となります。

基礎の順位表作成後、施設内の入所検討委員会において上位5名の方より、各職種の合議により入所選考となります。

3) 申込から入所まで

申込者の方の状況は、時間と伴に変わっていくと理解しております。状況等が変わり、新しく評価を行う必要等がある場合は、施設までご連絡下さい。

再評価に際しては、根拠が残るように、原則、電話でなく紙面の郵送又はFAXでお願ひしたいと考えています。

3. 入所申込状況について

ご承知の通り、京都市内の特養は、どこでも定員に達しており入所申込者（希望者）も各施設数百人規模です。当施設も有効申込者が300名以上おられる状況です。当施設の年間退所者人数は十数名程度なので、現在申し込まれた方が全員入所されるには、30年程度かかる計算となります。実際は重複申込や入所出来ずに取消しされるケース等があるので、数字計算通り30年かかることは有りませんが、入所選考の仕組み上、緊急度が高い方からの入所となります。その為、記載内容によっては、順位が上がらず何年待っても、施設から声がかからないことも有り得ます。

特養は終身保障されることで、ご利用者及びご家族の安心が生まれています。その反面、入所希望者にとっては、なかなか入所ができない施設となっています。ご自身が入所されたときのことを考え、ご理解を頂きたいと思ひます。

4. その他

【特記の記載について】

現在の入所選考の仕組みでは、記載内容がとても重要になります。

ここまで述べてきた通り、この記載内容により優先順位が大きく左右されます。その為、記載に際してのポイントについて説明させていただきます。

【記載時のポイント】

多角的な視点での記入をお願い致します。

- 1) 申込者自身の身体的状況
- 2) 在宅において生活継続が難しい理由
介護者の状況
ここに至るまでの経緯
- 3) 在宅環境における具体的な問題
- 4) 施設に入所する具体的な利点
- 5) 申込者及び介護者それぞれの思い等

【要点説明】

例えば、記載内容が身体的状況ばかり記載されても、評価としては1項目にしかなりません。そこから波及する様々な内容が読み取れる記載をすることで、評価は数項目となり優先順位も上がります。多角的に状況が理解できるような記載をお願い致します。

また、入所に対する思いや切なる希望が読み取れることで、最終的な選考時に影響することも有ります。

読み手（施設側）に、その思いや状況を正しく理解される記載が必要になります。長文の記載を求めています。書類を読み取り評価する優先入所の仕組みから、書かれていなければ『評価されない・できない』ことを理解し、必要な内容を漏れなく記載することに努めていただきたいと思います。

施設側が優先入所で最も注意しているのは『入所を希望し待っている他の申込者が納得できる理由なのか?』であることをご理解いただきたいと思います。

業務多忙な中での入所申込援助、ご苦勞されていることとは存じますが、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

入所担当：生活相談員